生学第３０号

学研高山地区ゲートエリア及び広域環境調査等業務に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和8年１１月２５日

生駒市長　小紫　雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

1 業 務 名　　学研高山地区ゲートエリア及び広域環境調査等業務

2 業務内容及び提出書類　　別添 「学研高山地区ゲートエリア及び広域環境調査等業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間　　契約締結日～令和１０年3月３１日まで

4 参加資格　　プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 市に今年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（ただし、測量・コンサルタント等の業種のうち、建設コンサルタント登録をしていることを要件とする。）を提出していること。

(2) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和２２年5月3日政令第１６号）第１６７条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 公告日から過去１５年間において、元請として国又は地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第１８条に規定する法人の発注した土地区画整理事業に係る環境評価業務で本業務の予定価格の3分の1以上の履行実績（契約1件あたりの金額、完了済であること）を有すること。

(5) 技術責任者（管理技術者）として、下記のいずれかの資格取得者（提案者との雇用関係を証明できるものに限る。）を配置できること。

・技術士（建設部門：建設環境）

・技術士（環境部門：環境影響評価、自然環境保全）
・技術士（総合技術監理部門（建設-建設環境、又は環境-環境影響評価、自然環境保全））
・RCCM（建設環境）

担当者として、下記の資格取得者（提案者との雇用関係を証明できるものに限る。）を少なくとも１名配置できること。

・生物分類技能検定１級

(6) 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(8) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 提出期限　　令和８年１２月１６日（水）　１５時（必着）